

米国における飼料規制の強化について

米国食品医薬品局が公表した飼料規制最終規則の概要
 (2008年4月23日プレスリリースの抄訳)

FDAは牛肉の消費のためのセーフガードを強化
 BSEに対するセーフガードを追加した動物用飼料規制について

- 1 本日、一部の牛原料について、ペットフードを含む全ての動物に対する飼料に使用することを禁止する最終規則を公表した。
 新しい規制は、反対する動物用飼料に一部の乳動物由来たん白質の使用を禁止するという内容のFDA(米国食品医薬品局)の1997年の飼料規制の上に立脚するものである。
- 2 動物に対する飼料への使用が禁止される原料は、BSEの媒体となりうる次の高リスク原料である。
 - ・ 30ヶ月齢以上の牛の脳及び脊髄
 - ・ 検査を受けていない又は人の食用に不合格となった、脳及び脊髄が除去されていない30ヶ月齢以上の牛の全体
 なお、30ヶ月齢未満の牛のBSEリスクは非常に低いと考えられる。
- 3 全ての動物に対する飼料から高リスク原料を排除する今回の追加措置は、牛にそのような原料が意図せず給与されることを防止すると判断した。
- 4 今回の規則は、2005年10月にパブリックコメントを実施した規則案を最終決定するものである。この最終規則は、本日から12ヶ月後に施行される。

[4月25日官報(vol.73, No.81)に掲載された改正飼料規制は、2009年4月27日から施行される予定。]

(参考)

FDA Strengthens Safeguards for Consumers of Beef の URL
<http://www.fda.gov/bbs/topics/NEWS/2008/NEW01823.html>

米国における新旧飼料規制の比較

原料	動物用飼料	動物用飼料に使用が禁止されている牛由来の飼料原料の詳細	
		強化された飼料規制	従来の飼料規制
たん白質	反すう動物	・全ての反すう動物由来のたん白質(肉骨粉や獸脂かす等)の使用を禁止	・全ての反すう動物由来のたん白質(肉骨粉や獸脂かす等)の使用を禁止
	その他の全ての動物	・BSE陽性牛と高リスク原料(30ヶ月齢以上の牛の脳及び脊髄、食肉検査を受けていない又は不合格となった脳及び脊髄が除去されていない30ヶ月齢以上の牛のと体及びそれらに由来する機械的回収肉)の使用を禁止	〔規制せず〕
油脂	反すう動物	・牛由来の油脂で不溶性不純物の含有量が0.15%を超えるものの使用を禁止 ・BSE陽性牛に由来する油脂の使用を禁止	〔規制せず〕
	その他の全ての動物	・高リスク原料由来の油脂で不溶性不純物の含有量が0.15%を超えるものの使用を禁止 ・BSE陽性牛に由来する油脂の使用を禁止	〔規制せず〕
規則の名称と規制の開始時期	・「反すう動物用飼料に使用禁止の動物性たん白質(改正)」 (589.2000 Animal proteins prohibited in ruminant feed) ・「動物用飼料に使用禁止の牛由来原料(新規)」 (589.2001 Cattle materials prohibited in animal food or feed) 2009年4月27日施行(予定)	・ 反すう動物用飼料に使用禁止の動物性たん白質 (589.2000 Animal proteins prohibited in ruminant feed) 1997年8月施行	

※ SRM:米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳、頭蓋骨、眼、三叉神経節、せき髄、せき柱(尾椎、胸椎と腰椎の横突起、仙骨翼を除く)、背根神経節及び全ての月齢の牛の扁桃、回腸遠位部(本部位を完全に除くために腸全体を除去)と定義されている。

(参考)

「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性」に係る食品健康影響評価について（2005年12月）【抜粋】

5 結論

これまでの国内のリスク評価では、BSE 対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、牛肉等のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則の評価と、一部リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また、輸出プログラムの遵守についても守られることを前提に評価しなければならなかった。

米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明な点が多いこと、管理措置の遵守を前提に評価せざるを得なかったことから、米国・カナダの BSE リスクの科学的同等性を評価することは困難と言わざるを得ない。他方、リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からの SRM 除去、20 ケ月齢以下の牛等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。

これらの前提の確認はリスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる。

上記のことを考慮した上でリスク管理機関が輸入を再開する措置をとった場合には、仮定を前提に評価したものとして、プリオン専門調査会は管理機関から輸出プログラムの実効性、およびその遵守に関する検証結果の報告を受ける義務があり、また、管理機関は国民に報告する義務を負うものと考える。

6 結論への付帯事項

〔略〕

- ③ 米国及びカナダでの BSE の暴露・増幅を止めるには、BSE プリオンの感染性の 99.4%を占める SRM の利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。